資料 1

群馬県公立高等学校に係る通学区域について

○ 群馬県立高等学校に係る通学区域

群馬県立高等学校管理に関する規則(教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

3 学校の通学区域は、全県一区とする。

附則

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍してい た者の群馬県立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

○ 前橋市立前橋高等学校に係る通学区域

前橋市立高等学校管理規則(前橋市教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附則

- 1 この規則は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 前橋市立前橋高等学校の通学区域に関する規則(平成12年前橋市教育委員会規則第10号)は、廃止 する。
- 3 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍していた者の前橋市立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

○ 高崎市立高崎経済大学附属高等学校に係る通学区域

高崎市立高崎経済大学附属高等学校管理規則(高崎市教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

3 通学区域は、群馬県全域とする。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○ 桐生市立商業高等学校に係る通学区域

桐生市立商業高等学校管理に関する規則(桐生市教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

○ 太田市立商業高等学校に係る通学区域

太田市立商業高等学校管理に関する規則(太田市教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

○ 利根沼田学校組合立利根商業高等学校に係る通学区域

利根沼田学校組合立利根商業高等学校管理に関する規則(利根沼田学校組合教育委員会規則)

(抜粋)

第3条

3 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。